

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業実施要領

制定 令和 7 年 6 月 19 日 林産－ 2 7 0

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）及び秋田県林業関係補助金等交付要綱（昭和39年制定。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1 事業の目的と内容

本事業は、非住宅建築物等におけるあきた材のブランド力の向上と利用推進を図るため、あきた材を利用した非住宅・中高層建築物の整備を支援するとともに、当該施設において県産材製品等のプロモーションを展開するものである。

第2 定義

「あきた材」とは、県内及び隣県の森林から生産された原木（広葉樹にあつては、県外の森林から生産された又は輸入された原木及び一次加工品を含む）により、県内で加工された木材製品。

第3 事業実施主体及び事業実施期間

- 1 事業実施主体は、あきた材サポーター登録実施要領（令和7年4月1日林産－925）により登録されたあきた材サポーター（以下「補助事業者」という。）とする。
- 2 事業実施期間は、交付決定日から3月27日までの期間とする。

第4 補助金の額、補助率

補助金の額は、一件当たり2,500千円以内とする。

補助単価は、別表1のとおり、補助金の額の範囲内で本事業の実施に必要となる定額経費とする。

第5 事業計画

- 1 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業公募要領（令和7年6月19日林産－271）で定める公募期間内に事業計画書（様式①、別紙）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の事業計画書が複数提出されたときは、その内容を審査し、その結果を事業計画承認通知書（様式②）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第5の1の事業計画書の内容に変更が生じたときは、事業変更計画書（様式③、別紙）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 知事は、前項の事業変更計画書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を事業変更計画承認通知書（様式④）により、補助事業者に通知するものとする。

第6 補助金の交付等

- 1 第5の2に定める事業計画の承認を受けた補助事業者は、交付要綱に定める補助金交

付申請書（様式⑤、別紙）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及びその額を決定するものとする。

知事は、前記に定める補助金の交付を決定したときは、交付要綱に定める補助金交付決定通知書（様式⑥、別紙）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 第5の3に定める事業変更計画書の承認を受けた補助事業者は、交付要綱に定める交付条件変更承認申請書（様式⑦、別紙）を知事に提出するものとする。

- 4 知事は、前項の交付条件変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及びその額を決定するものとする。

知事は、前記に定める補助金の交付を決定したときは、交付要綱に定める補助金交付決定変更書（様式⑧）により、補助事業者に通知するものとする。

- 5 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付要綱に定める補助事業実績報告書（様式⑨、別紙）及び関係書類として、あきた材納品証明書（様式⑩）並びに事業実施状況写真（様式⑪）を提出するものとする。

- 6 県は、第6の5の補助事業実績報告書が提出された場合、別に定める秋田県産材利用促進CO2固定量認証書を発行するものとする。

- 7 補助事業実績報告書の提出期限は3月27日とする。ただし、これ以前に提出することを妨げないものとする。

第7 補助金の概算払い

補助事業者は、事業の円滑な実施のため、必要に応じて補助金の概算払いを受けることができるものとし、概算払いを受けようとするときは、交付要綱に定める補助金概算払申請書を知事に提出するものとする。

第8 補助金の返還等

知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- 1 補助金を他の目的に使用したとき。
- 2 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- 3 補助事業の施行方法が不適正であるとき。
- 4 前各号に掲げるもののほか、規則及び交付要綱並びに当該要領、補助金の交付条件に違反したとき。

第9 補助事業者の責務

- 1 補助事業者は、展示施設の整備に使用する木材について、可能な限りあきた材の調達に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、県が行うあきた材の普及啓発活動に協力しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年6月19日から施行する。

別表 1（第 4 関係）

定額の単価

区 分	定額の単価
構造材	104,000円／ m^3
羽柄材	104,000円／ m^3
下地材	98,000円／ m^3
内装材及び外装材	10,000円／ m^2
あきた材 P R 木製品	200,000円／式 以内
設計・デザイン	上記総額の10%以内（千円未満切捨）

様式①

令和 年 月 日

秋田県知事

申請者 住所 〒

氏名

（ 企業名称
代表者の職・氏名 ）

電話番号

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業計画書（申請）

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業実施要領第5の1の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業計画書（変更・実績）

1 補助事業者の概要

名 称		
代表者	職氏名	
所在地	〒	
電話番号		
法人等の概要	設立年月日	
あきた材サポーター	登録年月日	

2 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業計画

施設名			
施設設置場所			
建築面積			
延べ床面積			
工法・構造			
木材利用計画	構造材	利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用量	0.000 m ³ （うちあきた材 0.000 m ³ ）
	羽柄材	利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用量	0.000 m ³ （うちあきた材 0.000 m ³ ）
	下地材	利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用箇所	
		利用量	m ³ （うちあきた材 m ³ ）
		利用量	0.000 m ³ （うちあきた材 0.000 m ³ ）
	内装材 及び 外装材	利用箇所	
		利用量	m ² （うちあきた材 m ² ）
		利用箇所	
		利用量	m ² （うちあきた材 m ² ）
		利用箇所	
		利用量	m ² （うちあきた材 m ² ）
		利用量	0.000 m ² （うちあきた材 0.000 m ² ）
	あきた材 PR木製品	利用箇所	
		利用量	m ² （うちあきた材 m ² ）
		利用箇所	
		利用量	m ² （うちあきた材 m ² ）
		利用量	0.000 m ² （うちあきた材 0.000 m ² ）

	コンセプト	
	仕入先	
全体建設事業費（円）		
補助金額(円)	0 円 （補助金上限250万円）	
	内訳	構造材 104,000 * 0.000 = 0
		羽柄材 104,000 * 0.000 = 0
		下地材 98,000 * 0.000 = 0
		内装材及び外装材 10,000 * 0.000 = 0
		あきた材PR木製品 (200,000円以内)

3 あきた材普及活動計画

施設活用期間	
活動内容	
年間来場者数	

4 事業担当者

担当者	所属	
	職氏名	
電話番号		
メールアドレス		

5 添付資料

- (1) 図面（位置図、パース図、立面図、平面図等）
- (2) 木材利用量積算資料（別表１の区分毎に整理するものとする）
- (3) 補助金額積算資料（別表１の区分毎に整理するものとする）
- (4) その他必要な資料

※ 当該様式によりがたい場合は、必要事業を記載した任意様式に代えることができる。

※ 事業計画変更申請書に添付する場合は、変更部分を二段書きとし、上段に変更前を記載すること。

番 号
令和 年 月 日

補助事業者 あて

秋田県知事 ○○○○
(公 印 省 略)

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業計画書について（承認）

令和 年 月 日付けで提出のあった事業計画書について、内容を審査したところ適当と認められますので、非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業実施要領第5の2の規定に基づき、承認します。

なお、補助金額を次のとおり内示しますので、補助金交付申請書を速やかに提出してください。

事業費	補助金額
円	円

令和 年 月 日

秋田県知事

申請者 住所 〒

氏名

（ 企業名称
代表者の職・氏名 ）

電話番号

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業変更計画書（申請）

令和 年 月 日付け林産一 で承認のありました、非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業書について、次により変更したいので、非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業実施要領第5の3の規定により、下記のとおり提出します。

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

※ 別紙は、事業計画書（様式①別紙）を準用するものとする。

番 号
令和 年 月 日

補助事業者 あて

秋田県知事 ○○○○
(公 印 省 略)

非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業変更計画書について（承認）

令和 年 月 日付けで提出のあった事業変更計画書について、内容を審査したところ適当と認められますので、非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業実施要領第5の4の規定に基づき、承認します。

なお、補助金割当については、次のとおりです。

変 更 前		変 更 後	
事業費	補助金額	事業費	補助金額
円	円	円	円

令和 年 月 日

秋田県知事

申請者 住所 〒

氏名

（ 企業名称
代表者の職・氏名 ）

電話番号

補助金の交付について（申請）

令和 年度において、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

- 1 補助金の名称 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業費補助金
- 2 補助金の使用目的
- 3 補助事業の種類 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業
- 4 補助金交付申請額 _____ 円
- 5 補助事業の実施期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日
- 6 補助事業の実施計画 別紙

※ 別紙は、事業計画書（様式①別紙）を準用するものとする。

住所

氏名

秋田県知事 ○○○○

補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知します。

1 交付決定額 _____ 円

交付決定額の内訳

単位：円

補助対象事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国費	県費	
非住宅・中高層建築物 あきた材利用モデル施 設整備事業費補助金				

2 補助事業の目的

非住宅建築物等におけるあきた材のブランド力の向上と利用推進を図るため、あきた材を利用した非住宅・中高層建築物の整備を支援するとともに、当該施設において県産材製品等のプロモーションを展開する

3 交付条件

別紙のとおり

交 付 条 件

- (1) 補助金を他に流用しないこと
- (2) 補助事業者は、秋田県財務規則、秋田県林業関係補助金等交付要綱、非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業実施要領、その他関係法令等に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間備え及び整理保管しておかなければならない。
- (4) 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

令和 年 月 日

秋田県知事

申請者 住所 〒

氏名

企業名称
代表者の職・氏名

電話番号

交付条件変更の承認について（申請）

令和 年 月 日付け指令林産－ で交付の決定を受けた補助金の交付条件等について、次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金の名称 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業費補助金
- 2 補助事業の種類 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業
- 3 補助金の決定額 _____ 円
- 4 補助金変更申請額 _____ 円
- 5 変更を受けたい理由

※ 別紙は、事業計画書（様式①別紙）を準用するものとする。

住所

氏名

秋田県知事 佐 竹 敬 久

補助金の交付決定変更について（通知）

令和 年 月 日付け指令林産一 をもって通知した補助金交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知します。

1. 変更する事項 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業費補助金
2. 変更の範囲
3. 変更の理由
4. 変更による新たな条件
5. 交付決定額

（単位：円）

項目	変 更 前					変 更 後				
	事業費	補助金	内 訳		自己負担	事業費	補助金	内 訳		自己負担
			国庫	県				国庫	県	
非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業費補助金										

令和 年 月 日

秋田県知事

申請者 住所 〒

氏名

企業名称
代表者の職・氏名

電話番号

補助事業の実績について（報告）

秋田県財務規則第255条の規定に基づき、補助事業の実績を次のとおり報告します。

- | | | |
|----|-------------|-------------------------------|
| 1 | 補助金の名称 | 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業費補助金 |
| 2 | 補助事業の種類 | 非住宅・中高層建築物あきた材利用モデル施設整備事業 |
| 3 | 補助事業の決定額 | _____ 円 |
| 4 | 補助事業の実績額 | _____ 円 |
| 5 | 差引増減額 | _____ 円 |
| 6 | 交付決定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 7 | 交付決定通知書指令番号 | 指令林産一 |
| 8 | 交付の条件の完了日 | 令和 年 月 日 |
| 9 | 補助事業終了日 | 令和 年 月 日 |
| 10 | 事業実績書 | 別紙 |

※ 別紙は、事業計画書（様式①別紙）を準用するものとする。

様式⑩

発行日 : 令和 年 月 日

あきた材納品証明書

〈納品者記名欄〉

住所

氏名

納品した下記の木材製品は、あきた材であることを証明します。

区分：

番号	部材名	樹種	寸法			単材積 (m^3)	数量	材積 (m^3)	製造元
			長さ (m)	厚さ (mm)	幅 (mm)				
1						0.000		0.000	
2						0.000		0.000	
3						0.000		0.000	
4						0.000		0.000	
5						0.000		0.000	
6						0.000		0.000	
7						0.000		0.000	
8						0.000		0.000	
9						0.000		0.000	
10						0.000		0.000	
11						0.000		0.000	
12						0.000		0.000	
13						0.000		0.000	
14						0.000		0.000	
15						0.000		0.000	
16						0.000		0.000	
17						0.000		0.000	
18						0.000		0.000	
19						0.000		0.000	
20						0.000		0.000	
合計							0.000 m^3		

※ 別表2の区分毎に作成するものとする。この際、単材積及び材積を、適宜、面積、枚、本、台、脚等に読み替えるものとする。

※ 製造元が直接納品した場合は、製造元が発行する出荷伝票又は納品書をもって代えることができるものとする。

様式⑪

事業実施状況写真

1 モデル施設の整備

		利用状況
		利用状況
		利用状況

- ※ 別表 2 の区分毎に当該施設にあきた材が利用されている旨を確認できる写真を添付するものとする。
- ※ 当該施設の完成後の内観及び外観の写真を添付するものとする。

2 普及活動



活動状況



活動状況



活動状況

